

D.D. # 1400-G-5

辯護側書類一四〇〇一〇一五

第八七〇二施行令

一九四一年三月四日

ルーズベルト大統領署名

一九四〇年七月二日議會ヲ通過セル、國防強化促進ノ法律、第六項ノ規定ニ依リ附與サレタル權限ニ從ヒ、余ハ、ココニ一九四一年三月四日ノ余ノ布告ノ中ニ列舉セル物品及材料ノ輸出ヲ取締ル次ノ如キ附加的規則ヲ規定スル。

一、前記布告中ニ舉ゲラレタル物品及材料ハ次ノモノヲ包含スルト解スベシ。

(一) カドミウム

鑛石ト精鑛

金 屬

合 金

カドシウム鹽類及化合物

鹽化カドミウム

D.D. # 1400-G-5

辯護側書類一四〇〇一〇一五

第八七〇二施行令

(一) カドミウム

鑛石ト精鑛

金 屬

合 金

カドシウム鹽類及化合物

鹽化カドミウム

D.D. # 1400-G-5

D.D.# 1400 G-5

- 醇化カドミウム
- 砒酸カドミウム
- メツキ用カドミウム
- カドミウム顔料
- (三) カーボン、ブラツク
- ガス、ブラツクヲ含ムカーボン、ブラツク
- (三) 椰子油
- 食用油
- 非食用油
- (四) コブラ
- (四) クレゾール酸及クレゾール (譯註同一物ナリ)
- (内) 輸出管理下ニ在ル植物油ヨリ製造セル脂油
- (四) グリセリン
- (四) バーム核油及バーム核
- バーム核油

D.D. # 1400 G-5

食用油	非食用油	バーム核	内松 實油	石油 骸油	シエラツク	ラツク、粗製ラツク、シードラツク、ポタンラツク、棒ラツク	漂白セザルシエラツク(赤ラツク)	漂白セルラツク(白ラツク)	チタニウム	鑽石及ビ精鑛	チタン鐵鑛	金紅石	金	合金	合金
-----	------	------	-------	-------	-------	------------------------------	------------------	---------------	-------	--------	-------	-----	---	----	----

D.D. # 1400 G-5

食用油	非食用油	バーム核	内松 實油	石油 骸油	シエラツク	ラツク、粗製ラツク、シードラツク、ポタンラツク、棒ラツク	漂白セザルシエラツク(赤ラツク)	漂白セルラツク(白ラツク)	チタニウム	鑽石及ビ精鑛	チタン鐵鑛	金紅石	金	合金	合金
-----	------	------	-------	-------	-------	------------------------------	------------------	---------------	-------	--------	-------	-----	---	----	----

D.D. # 1400 G-5

D. D # 1400 G-5

チタン鹽類及化合物

二酸化チタン

四酸化チタン

× × × × × ×

三一九四〇年七月二日ノ法律ノ第六項ニ從ヒ、一九四〇年七月二日發

令サレタル諸規則ノミナラズ、規則第二乃至第十二號モ、一節(一)ヨ

リ(二)マデニ舉ゲラレタル物品及材料ノ輸出ニ適用セララル。

四ココニ、一九四一年三月四日ノ余ノ布告中ニ列舉セル物品、及材料

ヲ其規定規中ニ包含スル如ク、第八六四〇施行令ヲ改正スル。

一九四一年三月四日

フランクリンデイ、ルーズベルト

於 白雲館

米國對外關係ノ日本、一九三一年一四一年、第二卷二五五、二五六

二五七頁ヨリ拔萃